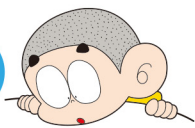


## 介護保険料を滞納していると…



保険料を滞納していると、介護(予防)サービス(地域支援事業(総合事業)を除く)を受ける際に、滞納期間に応じて次のような措置が取られます。また、保険料の滞納が続くと、差押等の処分があります。

自然災害や火災、生計を維持する方の死亡等で納付が困難となった場合は、早めに介護保険課に御相談ください。

納期限を過ぎると	督促状や催告書が発送され、督促手数料や延滞金が加算されます。
1年以上滞納していると	費用の全額をいったん利用者が負担し、申請により後で保険給付分が払い戻されます。
1年6ヶ月以上滞納していると	費用の全額をいったん利用者が負担し、申請後も保険給付の一部、または全部が一時的に差し止めとなり、滞納している保険料と相殺されます。
2年を過ぎると	未納期間に応じて費用負担が3割または4割に引き上げられるほか、高額介護サービス費等の支給も受けられなくなります。

## 介護保険料の減免について

収入が少ない方の負担軽減のために、都城市独自の減免制度があります。以下の要件に該当すると思われる方は、事前に介護保険課に御相談ください。

### 1 減免の対象者

次の6つの条件すべてに該当する方が対象です。

- |  |                          |
|--|--------------------------|
| ①所得段階が第2段階又は第3段階である。   | ③市民税課税者に扶養されていない。        |
| ②世帯の前年(令和7年1月～12月)の年間収入金額が、1人世帯105万円、2人世帯140万円以下である。<br>※世帯員が1人増加するごとに35万円加算 | ④市民税課税者と生計を共にしていない。      |
|  | ⑤世帯の預貯金が160万円以下である。      |
|  | ⑥居住用以外の処分できる不動産を所有していない。 |

### 2 減免額

保険料年額が第2段階(基準額×0.485)又は第3段階(基準額×0.685)から第1段階相当額(基準額×0.285)へ変更されます。(ただし、9月以降の申請は、申請月以降を月割計算した額が減額されます。)

### 3 申請方法

令和8年8月1日から8月31日までに介護保険課へ、減免申請書と収入状況等申告書、同意書を提出してください。  
※令和8年9月から令和9年4月までに申請の場合は、申請月以降を月割計算します。

### 4 申請に必要なもの

- 本人確認書類(免許証、マイナンバーカード等)
- 世帯全員の預金通帳(令和7年1月1日～申請日の記載があるもの)
- 世帯の収入が証明できる書類(年金額支払通知書もしくは年金証書・源泉徴収票・給与明細書など)
- 代理申請の場合は、委任状及び代理人の本人確認書類

### ●「特別徴収(年金からの差引き)」の方法で、介護保険料を納めている方へ

所得税・住民税の申告時に利用される介護保険料納付済額は、日本年金機構等から届く源泉徴収票で御確認をお願いします。

なお、年末調整等で納付証明書が必要な場合は、窓口(介護保険課、各総合支所、地区市民センター)へ来庁いただくか、オンライン申請(ぴったりサービス)を御利用ください。

## 65歳以上の方の介護保険料についての問合せ先

都城市 介護保険課 保険料担当 1F オレンジ 7番

☎23-2596(直通)

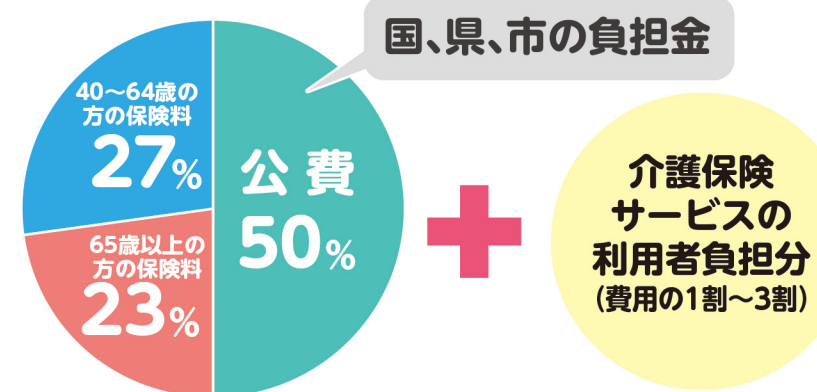
- |          |       |        |              |
|----------|-------|--------|--------------|
| ●山之口総合支所 | 地域生活課 | 市民生活担当 | ☎57-3112(直通) |
| ●高城総合支所  | 地域生活課 | 市民生活担当 | ☎58-2312(直通) |
| ●山田総合支所  | 地域生活課 | 市民生活担当 | ☎64-1114(直通) |
| ●高崎総合支所  | 地域生活課 | 市民生活担当 | ☎62-1112(直通) |

令和8年度版

都城市 第1号被保険者(65歳以上の方)の

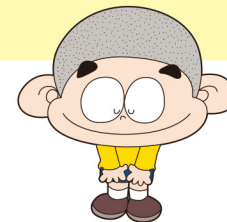
# 介護保険料のお知らせ

## 介護保険の財源の内訳



介護保険は、介護が必要な方を社会全体で支え合う制度です。みなさまが納める介護保険料は介護保険を運営するための大切な財源です。

みなさまの御理解と御協力をお願いします。



## 介護保険料の納め方

納め方は年金の受給額によって2通りに分かります。

### 年金が年額18万円以上の方 特別徴収

●年6回ある年金の定期受給の際にその受給額から介護保険料があらかじめ差し引かれます。

※差引きの対象となる年金は、老齢(退職)年金・遺族年金・障害年金です。老齢福祉年金は対象になりません。

特別徴収					
仮徴収(暫定賦課)			本徴収(本算定賦課)		
4月	6月	8月	10月	12月	2月
4・6・8月は仮に算定された保険料を納めます。			算定した年間保険料額から、仮徴収分を差し引いた額を3回に分けて納めます。		
原則、前年度2月期と同額になります。					

年金から差し引かれる方には都城市から事前に「**介護保険料特別徴収通知書**」を送付しますので、金額や差し引かれる時期等を御確認ください。

### 年金が年額18万円未満の方 普通徴収

- 保険料の年額を8回(期)に分けて個別に納付書で納めます。
- 納付書を送付しますので、納期限内に都城市役所、総合支所、地区市民センター、コンビニエンスストア、取扱金融機関、スマートフォンアプリ等で納めてください。

※納期限は納付月の末日(12月は25日)です。土・日曜日や祝日の場合は、これらの日の翌営業日が納期限となります。

普通徴収							
第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月

### 年金が年額18万円以上の方でも次の場合には普通徴収となります

- 年度途中で65歳になった。
- 年度途中で老齢年金(退職)年金、遺族年金、障害年金の受給が始まった。
- 年度途中で他の市町村から転入した。
- 年度途中で保険料額が変更になった。
- 年金が一時差止めになった。(現況届の遅れ等)
- 年金を担保に借入れをした。

## 納付書で納める方は、口座振替が便利で確実です!

介護保険料納付書又は介護保険被保険者証、通帳、印鑑(通帳届出印)を持って、「口座振替依頼書」に必要事項を記入し、金融機関へお申し込みください。

※口座振替の開始は、申込日の翌月(又は翌々月)以降になります。 ※口座の残高を御確認ください。残高不足で引き落としできない場合があります。

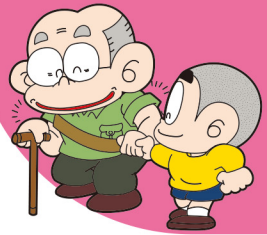
●銀行等に出向かずに、お持ちのパソコン、スマートフォン、タブレット等から簡単に口座振替の申込み可能。

詳しくは、都城市公式HPトップページ又はQRコードから、「Web 口座振替受付サービス」へアクセス!

※Web 申込みは、各月8日までの申込みの場合は当月の納期分から、9日以降の場合は翌月の納期分から口座振替開始となります。



QRコード  
※QRコードは特許商標登録済みです



# 介護保険料の決め方

介護保険料は3年ごとに見直されますが、令和6年度から3年間の保険料「基準額」は、以下のように決定しました。

「基準額」とは都城市の介護保険サービス費用がまかなえるよう算出されたものです。

なお、「基準額」は令和5年度から据え置きとなっています。

$$\begin{matrix} \text{都城市で} \\ \text{必要な介護保険} \\ \text{サービスの} \\ \text{総費用} \end{matrix} \times \begin{matrix} \text{65歳以上の} \\ \text{方の負担分} \\ \text{23\%} \end{matrix} \div \begin{matrix} \text{都城市に住む} \\ \text{65歳以上の方} \\ \text{の人数} \end{matrix} = \begin{matrix} \text{都城市の基準額} \\ \mathbf{74,400\text{円}} \\ \text{(年額)} \end{matrix}$$

※基準額は全国一律ではなく、各市町村で必要な介護サービスの総費用と65歳以上の人数に応じて算出されます。(都城市で必要な介護保険サービスの総費用は3年間で約530億円です。)

介護保険料は「基準額」をもとに、原則として賦課期日(令和8年4月1日)現在、都城市内に住所を有する65歳以上の介護保険の被保険者に課せられ、その方の課税年金収入額や合計所得金額(課税年金収入に係る所得額を除く)、世帯内の住民税課税状況に応じて、段階的に調整されます。

なお、年度の途中で65歳になられた方や都城市へ転入された方については、月割りで計算されます。

高齢化が進み、介護サービスを利用する方や利用量が増えています。

そのため、介護サービスを必要とする人が必要なときにサービスを受けることができるように、利用実績等をもとにして、在宅・施設サービスの計画を見直します。その結果、都城市全体の介護サービスの利用状況を反映した必要な費用が算出され、介護保険料が決定します。

なお、第1段階から第3段階の保険料については、負担軽減措置がされています。

## ！ 合計所得金額

「収入金額」から「必要経費の相当額」を差し引いた金額(譲渡所得のあった方は特別控除後の所得額で算定)のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額のことです。ただし、第1～5段階で、合計所得金額に給与所得が含まれている場合には、当該給与所得から10万円を控除した金額を用います(控除後の額が0円を下回る場合は0円)。

※1…公的年金等控除額や給与所得控除額、事業収入等(農業など)にかかる必要経費のこと。



※令和7年度税制改正(給与所得控除の最低保障額引上げ)の影響により、令和8年度の住民税が「非課税」となった場合でも、介護保険料の所得段階の判定上は、「課税」とみなされる場合があります。

【介護保険法施行令附則第24条、25条】

所得段階	対象者		算定式	保険料(年額)
	住民税課税状況	前年の収入・所得等		
	本人	世帯		
第1段階	非課税	非課税	○生活保護受給者 ○老齢福祉年金受給者 ○課税年金収入額と合計所得金額(年金収入に係る所得額を除く)の合計が82.65万円以下の方	基準額 × 0.285 21,200円
第2段階	非課税	非課税	○課税年金収入額と合計所得金額(年金収入に係る所得額を除く)の合計が82.65万円を超え120万円以下の方	基準額 × 0.485 36,080円
第3段階	非課税	非課税	○課税年金収入額と合計所得金額(年金収入に係る所得額を除く)の合計が120万円を超える方	基準額 × 0.685 50,960円
第4段階	非課税	課税	○課税年金収入額と合計所得金額(年金収入に係る所得額を除く)の合計が82.65万円以下の方	基準額 × 0.90 66,960円
第5段階	非課税	課税	○課税年金収入額と合計所得金額(年金収入に係る所得額を除く)の合計が82.65万円を超える方	基準額 74,400円
第6段階	課税	課税	○合計所得金額が120万円未満の方	基準額 × 1.25 93,000円
第7段階	課税	課税	○合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	基準額 × 1.35 100,440円
第8段階	課税	課税	○合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	基準額 × 1.55 115,320円
第9段階	課税	課税	○合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	基準額 × 1.70 126,480円
第10段階	課税	課税	○合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	基準額 × 1.90 141,360円
第11段階	課税	課税	○合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	基準額 × 2.10 156,240円
第12段階	課税	課税	○合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	基準額 × 2.30 171,120円
第13段階	課税	課税	○合計所得金額が720万円以上の方	基準額 × 2.40 178,560円

## あなたの保険料は？

